

平成十一年法律第二百五十八号

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律

(目的)

この法律は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)の条例として特定調停の手続を定めることにより、このような債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定債務者」とは、金銭債務を負っている者であつて、支払不能に陥るおそれのあるもの若しくは事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難であるもの又は債務超過に陥るおそれのある法人をいう。

第三条 この法律において「特定債務等の調整」とは、特定債務者及びこれに対しても金銭債権を有する者その他の利害関係人間における金銭債務の内容の変更、担保関係の変更その他の金銭債務に係る利害関係の調整であつて、当該特定債務者の経済的再生に資するためのものをいふ。

第四条 この法律において「特定調停」とは、特定債務者に対する民事調停法第二条の規定により申し立てた特定債務等の調整に係る調停であつて、当該調停の申立ての際に次条第一項の規定により特定調停手続により調停を行うことを求める旨の申述があつたものをいう。

第五条 この法律において「関係権利者」とは、特定債務者に対して財産上の請求権を有する者及び特定債務者の財産の上に担保権を有する者をいふ。

(特定調停手続)  
第三条 特定債務者は、特定債務等の調整に係る調停の申立てをするときは、特定調停手続により調停を行うことを求めることができる。

第二条 特定調停手続により調停を行うことを求める旨の申述は、調停の申立ての際にしなければならない。

第三条 前項の申述をする申立て人は、申立てと同時に立てる後滞なく、財産の状況を示すべき明細書その他特定債務者であることを明らかにする資料及び関係権利者の一覧表を提出しなければならない。

(移送等)

第四条 裁判所は、民事調停法第四条第一項ただし書の規定にかかわらず、その管轄に属しない特定調停に係る事件について申立てを受けた場合において、事件を処理するために適当であると認めるときは、職権で、土地管轄の規定にかかるわらず、事件を他の管轄裁判所に移送し、又は自ら処理することができる。

(併合)

第六条 同一の申立て人に係る複数の特定調停に係る事件が同一の裁判所に各別に係属するときは、これらの事件に係る調停手続は、できる限り併合して行わなければならない。

(民事執行手続の停止)

第七条 特定調停に係る事件の係属する裁判所は、事件を特定調停によつて解決することが相当地あると認める場合において、特定調停の成立を不能にし若しくは著しく困難にするおそれがあるとき、又は特定調停の円滑な進行を妨げられるおそれがあるときは、申立てにより、特定調停が終了するまでの間、担保を立てさせて、又は立てさせないで、特定調停の目的となつた権利に関する民事執行の手続の停止を命ずることができる。ただし、給料、賃金、賞与、退職手当及び退職年金並びにこれららの性質を有する給与に係る債権に基づく民事執行の手続については、この限りでない。

(特定調停をしない場合)

第八条 特定調停においては、調停委員会は、調停手続に係る事件の当事者双方が出頭する

(当事者の責務)  
第九条 特定調停の結果について利害関係を有する関係権利者が特定調停手続に参加する場合に民事調停法第十一条第一項の規定にかかるわらず、調停委員会の許可を受けることを要しない。

第十条 特定調停においては、当事者は、調停委員会に対し、債権又は債務の発生原因及び内容、弁済等による債権又は債務の内容の変更及び担保関係の変更等に関する事実を明らかにしなければならない。

(特定調停をしない場合)

第十二条 特定調停においては、調停委員会は、特定調停のために特に必要があると認めるときは、当事者又は参加人に対し、事件に關係のある文書、物件又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十四条第一項において同じ。)の提出を求めることができる。

(文書等の提出)

第十三条 特定調停においては、調停委員会は、特定調停のための申立てがあるときは、事件の解消のために適當な調停手続を定めることができないと認めるときは、特定調停をしないものとして、事件を終了させることができる。

(特定調停をしない場合)

第十四条 特定調停においては、調停委員会は、特定調停のための申立てがあるときは、事件の解消のために適當な調停手続を定めることができる。

(文書等の提出)

第十五条 特定調停においては、調停委員会は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解消のために適當な調停手続を定めることができる。

(調停手続が定める調停手続)

第十六条 特定調停においては、調停委員会から当事者間に合意が成立すべき日時を定めて提示された調停手続を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、特定調停手続を受諾したときは、特定調停において当事者双方があらかじめ調停委員会から当事者間に合意が成立したものとみなす。

第十七条 特定調停においては、調停委員会は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解消のために適當な調停手続を定めることができる。

(調停手続が定める調停手続)

第十八条 特定調停においては、調停委員会は、特定調停の内容の合意が当事者双方にされたときは、特定調停において当事者間に合意が成立したもとのとみなす。

(特定調停の不成立)

第十九条 特定調停においては、調停委員会は、他の従業者の過半数を代表する者の意見を求めるものとする。

(調停委員会が提示する調停手続)

第二十条 特定調停委員として、事案の性質に応じて必要な法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者を指定するものとする。

(民事調停委員の指定)

第二十一条 特定調停を行つ調停委員会を組織する民事調停委員として、事案の性質に応じて必要な法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有するものとする。

(調停手続の不成立)

第二十二条 特定調停においては、調停委員会は、特定調停の内容の合意が当事者双方にされたときは、特定調停において当事者間に合意が成立したもとのとみなす。

(特定調停の不成立)

第二十三条 特定調停においては、調停委員会は、特定調停の内容の合意が当事者双方にされたときは、特定調停において当事者間に合意が成立したもとのとみなす。

(特定調停の不成立)

するとの観点から、公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容のものでなければならない。  
(調停手続)

性を有する内容のものでなければならない。  
(調停手続)

当事者が公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容のものであるとは認められない場合に

当事者が公正かつ妥当で経済的合理性を有する場合に

<p>おいて、裁判所が同法第十七条の決定をしないときは、特定調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。</p> <p>2 民事調停法第十九条の規定は、前項の規定により事件が終了した場合について準用する。          (裁判官の特定調停への準用)</p> <p>第十九条 第九条から前条までの規定は、裁判官だけで特定調停を行う場合について準用する。</p> <p>(特定調停に代わる決定への準用)</p> <p>第十二条 第十七条第二項の規定は、特定調停に係る事件に關し裁判所がする民事調停法第十七条の決定について準用する。</p> <p>第二十一条 削除          (民事調停法との関係)</p> <p>第二十二条 特定調停については、この法律に定めるものほか、民事調停法の定めるところによる。</p> <p>最高裁判所規則          (文書等の不提出に対する制裁)</p> <p>第二十三条 この法律に定めるものほか、特定調停に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものほか、民事調停法の定めるところによる。</p>
---

<p>二 第二条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、(二の謄本)の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定、同法第一百八十四条の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第十九条の規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>一 各号に定める日から施行する。</p>
--

<p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第三条（民事訴訟費用等に関する法律第四条第二項及び第七項の改正規定を除く。）及び第二章並びに附則第三条から第五条までの規定 平成十六年一月一日</p> <p>附 則（平成二十三年五月二十五日法律第五三号）</p> <p>この法律は、新非訟事件手續法の施行の日から施行する。</p>
---

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（裁判官の特定調停への準用）

第十九条 第九条から前条までの規定は、裁判官だけで特定調停を行う場合について準用する。

（特定調停に代わる決定への準用）

第十二条 第十七条第二項の規定は、特定調停に係る事件に關し裁判所がする民事調停法第十七条の決定について準用する。

（民事調停法との関係）

第二十二条 特定調停については、この法律に定めるものほか、民事調停法の定めるところによる。

最高裁判所規則  
 (文書等の不提出に対する制裁)

第二十三条 この法律に定めるものほか、特定調停に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものほか、民事調停法の定めるところによる。

（最高裁判所規則）

第二十二条 特定調停については、この法律に定めるものほか、民事調停法の定めるところによる。

（最高裁判所規則）

第二十三条 この法律に定めるものほか、特定調停に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものほか、民事調停法の定めるところによる。

（最高裁判所規則）

第二十三条 この法律に定めるものほか、民事調停法第三十六条の規定は、前項の過料の決定について準用する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一五年七月二十五日法律第一二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条（民事訴訟費用等に関する法律第四

条第二項及び第七項の改正規定を除く。）及

び第二章並びに附則第三条から第五条までの規

定 平成十六年一月一日

附 則（平成二十三年五月二十五日法律第五

三号）

この法律は、新非訟事件手續法の施行の日から施行する。